

る事にていかでか御諫言を申人の候べき、公先色を柔和にして、諫る者を賞し賜は、言路開けて御益あるべしと申ければ、公其直言を稱せらる、事大形ならず、謙叔退出せしかば、加世次春あまりなる申上様哉と云しを、謙叔人臣の職、自己の利を思ふために設たるにあらず、國家の爲に無禮を忘れたりと云しとぞ、此謙叔は中江惟命の高弟の弟子なり、

〔常山紀談 二十四〕會津中將保科正之は、台徳院殿秀忠徳川の第九男にておはせしが、殊に豪氣あり、

近習の人に向ひて、人々のたのしむ所を尋ねられしに、小櫃與五右衛門といへる者、臣が樂む事二ツ有、其一ツは、家貧しくて奢といふ事を去らず、天より命せられし貧をたのしむよしを申す、其一ツを問るゝに、是は憚る所の候とて言ず、去ひて問れしかば、謹で申けるやう、大名に生れざるを、天の冥加と存じ、たのしむ處なりと答へければ、その子細を問るゝに、大名は、天性かしこくおはし候ても、臣下これを馬鹿にとりなし候、祿少き身は、其師や朋友、あしき事を戒め諫め候故に、其身を省て、馬鹿にならず候へども、大名はさはなく候、臣たる者、とかく忤らひては、身の爲よからじと存じて、其主のよき事あれば、山の如くにほめ申、いろくゝの悪き習はしを付候ほどに、いつとなく恣になりもて行、それよりは一言の諫をも申がたく候、いかに聰明にても、學問もなく、教といふ事を去らず、善事を辨へ給ふべきやうなきゆる馬鹿になりはて候は、口をしき事に候はずや、臣大名に生れざるを樂と存候は、此子細に候と申せば、中將つくぐと聞召て、よくもいひたるかな、尤至極せり、今より馬鹿に成ざる思慮すべきよとて、賞美のあまり、即二百石の祿を増與へられけり、それより山崎嘉右衛門を尊信し、學問を嗜れ、後神公と諡せしは、此中將の御事なり、

〔明良洪範一〕細川越中守綱利ノ臣長岡帶刀ハ、綱利未磨呂ト申シ、時ヨリ、補佐ノ臣トシテ、能祖父ノ家訓ヲ傳ヘテ守立ケル、成長シ元服有テ、越中守綱利ト改メラル、後年奢侈多カリシ中ニモ、